

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社Cに雇用され、建設作業員として業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、建設現場において道具を取りに行くため現場内を走っていた際に、床面に開いていた穴を飛び越えようとしたところ、型枠支保工を構成する控え単管に額をぶつけ、頭部及び頸部を受傷したという。

請求人は、受傷当日D病院に受診し治療を受けた後、平成〇年〇月〇日Eクリニックに受診し、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴、医証から判断して、せき柱の変形障害、運動障害及び頸部から右上肢にかけての神経症状であると認められる。

(1) せき柱の変形障害

「判断の要件」として引用する認定基準上、「せき柱に変形を残すもの」(障害等級第11級の5)として評価するのは、せき柱に圧迫骨折等を残していることがX線写真等で確認できるもの、頸椎にせき椎固定術が行われたもの、3個以上のせき椎について椎弓切除術等の椎弓形成術を受けたものとされている。

F医師作成の障害補償給付支給請求書裏面の診断書及びEクリニックの診療費請求内訳書には、傷病名「頸椎骨折」と記載されているが、G医師作成の「障害の程度」によれば、請求人には、平成〇年〇月〇日撮影のX線写真上、せき椎圧迫骨折等は認められないとされ、当審査会としてもX線写真等を読影したが、G医師の所見のとおり、せき椎圧迫骨折等は認められなかった。

また、請求人の頸椎にせき椎固定術が行われた旨の医証、3個以上のせき椎について椎弓切除術等の椎弓形成術を受けた旨の医証は認められず、当審査会の読影においてもせき椎固定術が行われたもの、椎弓形成術を受けたものとは認められなかったことから、「せき柱(頸部)に変形を残すもの」(障害等級第11級の5)には該当しないものと判断する。

(2) せき柱(頸部)の運動障害

認定基準上、「せき柱(頸部)に運動障害を残すもの」(障害等級第8級の2)

として評価するのは、頚椎に圧迫骨折を残していることがX線写真等で確認できるもの、頚椎にせき椎固定術が行われたもの、項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもののいずれかにより、頚部の可動域が参考可動域角度の1/2以下に制限された場合、または、頭蓋・上位頚椎間に著しい異常可動性が生じた場合とされている。

請求人の頚椎に圧迫骨折等は認められないこと、せき椎固定術が行われたものとは認められないことは、上記(1)で述べたとおりであり、また、項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められる旨の医証も認められないことから、請求人のせき柱(頚部)の可動域が参考可動域角度と比較して何らかの制限があったとしても、当該運動制限を評価することはできない。さらには、頭蓋・上位頚椎間に著しい異常可動性が生じている旨の自訴、医証等は認められないことから、「せき柱(頚部)に運動障害を残すもの」(障害等級第8級の2)には該当しないものと判断する。

(3) 頚部から右上肢にかけての神経症状

F医師は、上記診断書において、頚部痛あり(伸展で疼痛あり、長時間同姿勢で疼痛あり)、右手しびれありと所見しており、また、G医師は、上記「障害の程度」において、他覚的所見として、X線写真上C5・6・7変形あるも圧迫骨折なし、項中隔骨化症、MRI上5/6、6/7後方への圧迫、知覚障害右C5・6領域ありとし、障害の程度として、頑固な神経症状の残存と意見している。

当審査会としても、請求人の症状経過、X線写真等の所見から、〇〇医師の上記意見は妥当であって、請求人に残存する頚部から右上肢にかけての神経症状は、「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第12級の12)に該当するものと判断する。

(4) 上記(1)から(3)のとおり、請求人に残存する障害の障害等級は、第12級に該当するものと認められる。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に
応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。